

### 第 3 3 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和5年3月13日午前9時25分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

#### 出席委員（16名）

1 番 江 橋 健 男	2 番 高 橋 基	5 番 今 関 征 一
6 番 深 谷 泉	7 番 飛 田 信 広	9 番 雨 谷 克 己
1 3 番 市 村 正 司	1 4 番 吉 澤 勇	1 5 番 笹 沼 恭 一
1 7 番 皆 川 晃	1 8 番 伊 藤 明 美	1 9 番 軍 地 美 代
2 0 番 高 安 幸 一	2 1 番 加 倉 井 幸 夫	2 2 番 大 圖 金 雄
2 4 番 外 岡 健 寿		

#### 欠席委員（8名）

3 番 渡 邊 隆 文	4 番 立 原 清 子	8 番 一 木 克 昭
1 0 番 安 藏 久 男	1 1 番 皆 川 重 文	1 2 番 浅 井 紘 一
1 6 番 関 成一	2 3 番 小 島 雄 一	

#### 事務局

事 務 局 長	横 山 英 雄	次 長	吉 川 正 浩
副 参 事 兼 次 長 補 佐 兼 調 査 広 報 係 長	岩 間 雅 徳	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係	関 拓 也	農 地 係	塚 田 一 平

#### 内 容

##### 1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について
- 議案第5号 農地の賃借料情報の提供に対する承認について

##### 2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の通知について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

## 会 議 の 概 要

事務局 皆様、おはようございます。

委員の皆様全員お揃いですので、会長、開会の挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

私は、いつも寝るときは、朝ここと数年早いので、大体7時30分から8時すぎには就寝しているのですが、ここ4日間野球の世界・ベースボール・クラシックを観戦しました。寝る時間が少なくとも観終わった後は、本当に心地よく眠ることができ、日本も圧勝という形で勝ち進んでおります。多分このままでいけば、優勝は間違いんじゃないかなと思っているところであります。

そういう中で、本日から新型コロナウイルス感染症対策のマスクの着用は個人の判断が基本となったわけですが、ここにいる皆様、全員まだマスクしていますし、私も個人的には、なかなかマスクは外せないんじゃないかなと思います。

5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが2類から5類に移行します。本日の総会はAグループとCグループが参集対象ですが、この先はA、B、Cが一緒になるか、別になるかまだ分かりませんが、新型コロナウイルス感染症も終息に向かっているのではないかと思います。

年度末が近づき人事異動がありますね。そういう中で、局長は定年を迎えるわけですが、本当に長年にわたりまして、私どもをこのように導いてくれましたが、これもまた定年制度でありますので、ここでお別れということになろうかと思います。最後に挨拶があろうかと思うんですけれども、本当に長い間お世話になりました。

本日は、そういった中でありますけれども、慎重審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第33回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は24名中16名です。欠席委員は8名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

19番の軍地美代委員，そして20番，高安幸一委員，よろしく願いいたします。

それでは，議案の取下げがありますので，事務局から説明をさせます。

事務局 議案の取下げがございますので，お手元の「第33回総会（取下）」と記載された用紙をご覧ください。

取下げ案件は，議案書の7ページになります。

議案第2号 農地法第5条の第1項で，表の一番上になります。

令和5年3月10日に，申請人から取下願が提出されたことによる取下げです。

説明は以上でございます。

議 長 次に，審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第33回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が29件，農地法第5条の審議案件が30件，報告事項として，農地法第3条の3の届出が6件，農地法第4条の届出が4件，農地法第5条の届出が13件，農地法第18条第6項の通知が2件，制限除外の農地の移動届出が2件，登記官等からの地目確認照会が1件でございます。

審議案件，報告事項合わせまして87件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に，私の担当地区については関係委員として意見ができませんので，調査の上，代理発言を17番，皆川晃委員をお願いいたします。

それでは，議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番，軍地です。

調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われまので，皆様のご審議  
よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま  
す。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第  
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われまので，ご審議お願ひいたしま  
す。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま  
す。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第  
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21番，加倉井です。

10番，安藏委員の代理発言になります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21番，加倉井です。

10番，安藏委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5番, 今関です。

この件に関しまして調査検討の結果, 法令に照らしまして許可相当と思われま  
すので, 皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第  
2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5番, 今関です。

この件に関しまして調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われま  
すので, 皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第

2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5番, 今関です。

この件に関しましても調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項及び第9項は関連がありますので、まとめて事務局から説明をさせます。

事務局 第8項と第9項は関連がありますので、併せてご説明いたします。第8項、第9項ともに契約内容は売買であります。受人は経営規模拡大のため、申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5番, 今関です。

この件に関しましても調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項から第15項は関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項から第15項までは関連がありますので、併せてご説明いたします。

第10項から第15項全て契約内容は売買であります。受人は、経営規模の拡大のため、申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番，高安です。

8番，一木委員の代理発言になります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番，大圖です。

16番，関委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのご意見でございます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番、高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番、高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番、高橋です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番、高橋です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番、高橋です。13番、市村委員も関係しておりますが、まとめて説明いたします。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この案件につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第26項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第26項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番，市村です。

この案件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第27項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第27項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番，飛田です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第28項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第28項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番, 深谷です。

12番, 浅井委員の代理発言になります。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるとのことですので, ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第29項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第29項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番, 深谷です。

この案件も12番, 浅井委員の代理発言になります。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるとのことですので, ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第2号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地

や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。11番，皆川重文委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，土地改良区域内の農地であることから，農地区分は第1種農地と思料されますが，農地法施行規則第35条第5号の例外規定に該当すると思われます。

また，農振農用地区域内であるため，除外手続をし，除外見込書は出ておりますが，正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

11番，皆川重文委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

す。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、市街化区域に近接した小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

11番、皆川重文委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、受人は、不動産業を営んでおりますが、市街地に近く立地条件が良いので、建売住宅を建築したい旨の申請でございます。申請地は、令和4年4月20日に、特定建築条件付売買予定地として許可を受けて事業が進んでおり、農地転用事業としては計画された区画の全てに建物が建てられるまでが一連の事業となることから、許可を受けた土地の一部に新たな事業者が建売住宅を建てる目的へ変更するため、承継を伴う事業計画変更願が提出され、改めて議案とするものでございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，県庁を中心として住宅等が連担して建ち並び，県庁を中心とする半径1キロメートル以内の区域は，宅地の面積割合が40%を超えるため，農地区分は第2種農地と思料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、土地改良区域内の農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定がございます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、農用地区域内にある農地でございますが、農地法施行令第11条第1項第1号イ及びロの例外規定に該当すると思われま。なお、転用期間は2年間であります。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。ので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，広がりのある農地であることから，農地区分は第1種農地と思料されますが，農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われれます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われれますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われれますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21番，加倉井です。

10番，安藏委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21番，加倉井です。

10番，安藏委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第1項第1号イの例外規定に該当すると思われま。なお、転用期間は9か月間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5番、今関です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせま。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5番、今関です。

この件に関しまして調査検討したところ、法令に照らしまして許可相当と思われまので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番，高安です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番，高安です。

8番，一木委員の代理発言になります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。

16番、関委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番，大圖です。

この案件も16番，関委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのこととございます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのこととございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第23項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第23項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのこととございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第24項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第26項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第26項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。また、農振農用地区域内であるため、除外手続をし、除外見込書が出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第27項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第27項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願

いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第28項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第28項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第29項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第29項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番, 飛田です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第30項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第30項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番, 飛田です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第31項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第31項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料さ

れます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

この中に4名の委員に關係する案件があります。まず初めに、市村委員に關係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

(市村正司委員一時退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 農政課の伊澤よりご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料別紙1をご覧ください。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

初めに、市村委員に係る利用権設定農用地につきましてご説明いたします。

対象農用地につきましては、利用集積計画一覧の1ページの5番と38ページの299番の2筆でございます。こちらはどちらも田で新規設定、面積は2,039平方メートル、設定期間は10年間、設定者1名、取得者1名でございます。

なお、こちらの筆につきましては、農地中間管理事業を活用した貸し借りであるため、耕作者は茨城県農林振興公社となっております。

市村委員を耕作者としました転貸先情報につきましては、68ページに記載をしておりますので、ご確認をお願いいたします。

利用権の設定日は、令和5年4月1日を予定しております。

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、市村委員に着席を求めます。

(市村正司委員着席)

議 長 続いて、加倉井委員に係る案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

(加倉井幸夫委員一時退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 それでは、加倉井委員に係る利用権設定農用地につきましてご説明いたします。

対象農用地につきましては、利用集積計画一覧の24ページ188番、189番、26ページの205番、以上の3筆でございます。こちらは全て畑で再設定、面積は1,536平方メートル、設定期間は5年間、設定者1名、取得者1名でございます。

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、加倉井委員に着席を求めます。

(加倉井幸夫委員着席)

議 長 続いて、高橋委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

(高橋基委員一時退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 高橋委員に係る利用権設定農用地につきましてご説明いたします。

対象農用地は、利用集積計画一覧37ページの295番2筆でございます。こちらは田で新規設定、面積は499平方メートル、設定期間は5年間、設定者1名、取得者1名でございます。

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、高橋委員に着席を求めます。

(高橋基委員着席)

議 長 続いて、外岡委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(外岡健寿委員一時退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 外岡委員に係る利用権設定農用地につきましてご説明いたします。

対象農用地につきましては、利用集積計画一覧の63ページの499番、500番、502番、503番、以上の全部で4筆でございます。こちらは全て田で新規設定、設定期間は3年間のものが2,836平方メートル、5年間のものが1,189平方メートル、設定者2名、

取得者1名でございます。

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、外岡委員に着席を求めます。

(外岡健寿委員着席)

事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 それでは、先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきましてご説明いたします。

令和5年農用地利用集積計画書(案)の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自ご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認いただきました面積を除きまして、田が41万2,862平方メートル、うち再設定が32万7,810平方メートル、畑が36万4,579平方メートル、うち再設定が28万4,461平方メートル、設定者は223名、取得者は77名、うち再設定の設定者は174名、取得者は61名でございます。利用権の設定日は令和5年3月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議案第3号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程します。  
事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 それでは、お手元の資料別紙2をご覧ください。

議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和5年農用地利用配分計画書(案)の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自ご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、田が2万8,511平方メートル、うち再設定が9,714平方メートル、畑が新規設定のみで2,884平方メートル。設定者は1名、取得者は7名、うち再設定の設定者は1名、取得者は4名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権の設定日は、令和5年5月1日に予定されております。

また、農用地利用配分計画につきましては、次のページから記載をしておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第4号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、担当課は退席します。

(事業担当課退席)

議案第5号 農地の賃借料情報の提供に対する承認についてを上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 農地の賃借料情報の提供に対する承認についてでございますが、資料は別紙3をご覧ください。

農地の賃借料情報につきましては、地域における賃借料の目安となるよう農業委員会が農地法第52条の規定により情報の提供等を行うこととなっております。

このようなことから、令和4年1月から令和4年12月までに農地法及び利用権により締結された農地の賃貸借の状況を表のとおりまとめましたので、ご説明いたします。

地域名は、旧水戸、旧常澄、旧内原の3つの地域に分類し、金額の表示項目も昨年と同様で、平均額、最高額、最低額でございます。

金額につきましては、表のとおりとなっております、単位は10アール当たりの年額でございます。

また、賃借料の集計されない、いわゆる使用貸借（無償）のデータ件数は、備考欄に記載のとおりとなっております。

なお、参考といたしまして、下段に農地法第52条を抜粋してございます。

総会でご承認いただいた後、農業委員会だよりや市のホームページ等で周知してまいります。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、報告事項について、事務局から説明させます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして、第33回総会を閉会いたします。

閉会 午前10時15分